

警防対策検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局警防規程（平成28年消防局訓令第3号）第20条に基づき、警防対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置等に係る必要な事項について定める。

(調査及び検討項目)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討する。

- (1) 警防業務に関すること
- (2) 警防体制に関すること
- (3) 警防活動に関すること
- (4) 警防活動の安全管理に関すること
- (5) その他警防対策上必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、警防部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、警防課長をもって充てる。
- 4 委員は、救急課長、指令課長、航空隊長、警防統括担当課長、消防署警防課長、その他の職員の中から委員長が指名する。
- 5 委員長は、必要に応じて専門知識を有する者をオブザーバーとして指名し、意見を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を統括し、検討委員会を招集してその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 委員長は、必要に応じて警防対策検討委員会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置することができるものとする。

(専門部会の組織)

第6条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、警防課長をもって充てる。

3 副部会長は、検討委員会委員の中から部会長が指名する。

4 部会員は、検討委員会委員及びその他の職員の中から部会長が指名する。

5 部会長は、必要に応じて専門知識を有する者をオブザーバーとして指名し、意見を求めることができる。

(専門部会部会長及び副部会長)

第7条 部会長は、部会の会務を統括し、専門部会を招集してその議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(代理出席)

第8条 検討委員会委員及び専門部会部会員が欠席するときは、原則として当該委員及び部会員が指名する者を代理出席させるものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、警防部警防課において行うものとする。

2 専門部会の庶務は、警防部警防課警防係において行うものとするが、調査及び検討事項により警防課以外の関係課員が事務局員となる場合は、関係課において開催することができるものとする。

(雑則)

第10条 委員長は、この要綱の施行に際し、検討委員会及び専門部会の運営、その他必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(警防対策検討委員会設置要綱の廃止)

2 警防対策検討委員会設置要綱（14川消警第814号）は廃止する。